

議 案 名	富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	令和6年人事院勧告及び人事院規則の一部改正を受け、子の看護休暇の対象となる子の範囲の拡大等を行うため、標記条例を制定するものです。
制 定 内 容	<p>1 第8条の2第2項に規定する職員が請求した場合の時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を以下のとおり拡大するものです。 【改正前】3歳に満たない子 【改正後】小学校就学前の子</p> <p>2 第14条第2項第17号に規定する子の看護休暇について、以下のとおり対象範囲を拡大するものです。 (1) 子の看護休暇の対象となる子の範囲の拡大 【改正前】小学校就学前の子 【改正後】小学校3年生までの子</p> <p>(2) 子の看護休暇を取得できる事由の範囲の拡大 【改正前】①負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話 ②疾病の予防を図るために必要なものとして予防接種若しくは健康診断を受けさせること 【改正後】①負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話 ②疾病の予防を図るために必要なものとして規則に定めるその子の世話 ③学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則に定める事由に伴うその子の世話 ④その子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則に定めるものへの参加</p> <p>3 その他、必要な文言整理を行うものです。</p>
施 行 日	令和7年4月1日

富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第2号）新旧対照表

新	旧
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第14条において同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第14条において同じ。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育</p>

することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者(以下この条において「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と

_____、前2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 (略)

第8条の3～第13条 (略)

(特別休暇)

第14条 (略)

2 (略)

(1)～(16) (略)

(17) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護等 (負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教

することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者(以下この条において「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

_____、前2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 (略)

第8条の3～第13条 (略)

(特別休暇)

第14条 (略)

2 (略)

(1)～(16) (略)

(17) 小学校就学の始期に達するまでの子 (配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護 (負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして予防接種若しくは健康診断を受けさせる

育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加を
することをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められ
る場合 一の年度において5日(その養育する9歳に達する日以
後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつ
ては、10日)の範囲内の期間

(18)～(22) (略)

(介護休暇)

第15条 (略)

2 (略)

3 介護休暇については、富士見市一般職の職員の給与に関する条例
第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条
例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

ことをいう。) のため勤務しないことが相当であ
ると認められる場合 一の年度において5日(その養育する小学
校就学の始期に達するまでの子が2人
以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

(18)～(22) (略)

(介護休暇)

第15条 (略)

2 (略)

3 介護休暇については、富士見市一般職の職員の給与に関する条例
第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条
例第14条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。